

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月17日

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 静岡県監査委員 | 森  | 裕  |
| 静岡県監査委員 | 渡邊 | 芳文 |
| 静岡県監査委員 | 鈴木 | 澄美 |
| 静岡県監査委員 | 佐地 | 茂人 |

1 包括外部監査の特定事件

令和3年度

「文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置状況の内容

別冊のとおり

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和3年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

| 監査結果        |   | 報告書の<br>該当ページ | 措置の<br>実施状況<br>(区分) | 措 置 の 内 容   | 方針決定予定時期<br>・完了予定時期 | 担当課 |
|-------------|---|---------------|---------------------|---|---------------------|-----|
| 区分          | 内容  |               |                     |   |                     |     |
| <b>A 総論</b> |   |               |                     |   |                     |     |
| 意見          | <p>①成果指標と活動指標について<br/>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉞成果指標や活動指標がない」、「㉟成果指標や活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㉞については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㉟については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業目的や内容等を踏まえ、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p> | P45～<br>48    | 措 置<br>完 了          | <p>個々の事業について、効果を適切に測定・評価しうる成果指標等を設定することは、難しい面があるが、意見の趣旨を踏まえ、静岡県総合計画や静岡県文化振興基本計画の改定作業、予算編成作業を通じて、その目標となる指標の適切な設定に努め、事業活動の効果的・効率的な評価・見直しを実施した。</p> <p>今後は、新たに設定した指標による評価を通じて、各事業の成果を確認し、適宜、必要な施策を講じていく。</p> | 令和5年<br>3月          | 文化局 |

**B-03 富士山後世継承基金積立金**

|           |  |                |                   |  |                    |                           |
|-----------|--|----------------|-------------------|--|--------------------|---------------------------|
| <p>意見</p> | <p>①文化財資料や書籍の購入について</p> <p>富士山後世継承基金（以下、基金）は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承に関する事業等に要する経費に充てることを目的としている。</p> <p>ここで、静岡県富士山世界遺産センター（以下、センター）は、静岡県富士山世界遺産センター資料収集方針（以下、収集方針）を定め、基金を活用した文化財資料等の購入対象を明確化している。</p> <p>しかし、収集方針では一点につき1,000万円以上の費用を要することが見込まれる文化財資料等の購入については、「特別収集資料目録」に登録されたものから選定する旨の記載があるが、未だ作成していなかった。また、「文化財資料等の購入対象」を基にした購入希望品リストを作成していないため、購入希望品や購入上限金額等が具体化されておらず、購入希望品の優先順位が決まっていない状態であった。</p> <p>そのため、担当課は、「特別収集資料目録」を作成するとともに、「文化財資料等の購入対象」について、センターのホームページに公開し、広く情報を集める体制を取ることが有益と考える。</p> | <p>P62, 63</p> | <p>措置<br/>対応中</p> | <p>貴重な文化財資料等の散逸を防ぐため、「文化財資料等の購入対象」について、資料収集方針に基づき公開が可能な情報をセンターのホームページ等で令和5年3月末までに公開し、広く情報を集めていく。</p> <p>また、「特別収集資料目録」を作成するため、令和5年3月末までに「特別収集資料目録」に掲載する候補作品の選定を行い、学識経験者等で構成されたセンター専門委員会へ諮問した上で、同年9月頃に収蔵する資料を適正に評価するために組織された資料評価委員会で承認を受け、「特別収集資料目録」を確定する。</p> | <p>令和5年<br/>9月</p> | <p>富士山<br/>世界遺<br/>産課</p> |
|-----------|--|----------------|-------------------|--|--------------------|---------------------------|

B-04 富士山世界遺産センター管理運営事業費

|    |   |         |      |  |        |          |
|----|---|---------|------|--|--------|----------|
| 意見 | <p>③製作物の在庫について</p> <p>センターでは設立当初から、調査研究結果を開示するため調査研究報告書を作成している。</p> <p>各製作物の払出数を見ると、期末在庫数がなくなるまで、比較的長い期間がかかると想定される。</p> <p>そこで、各製作物の滞留在庫を防ぐために、まず、制作物の周知を通じて販売を伸ばしてはどうだろうか。次に、製作物のうち報告書については、人類学とその隣接科学である考古学等を扱う未配布の博物館等への配布をしてみてもいいだろうか。他に、県運営の他のホームページで紹介したり、市町のホームページで紹介したりすることで、販路拡大してはどうだろうか。最後に、これらの対策をとっても、各製作物の滞留在庫が減らない場合は、費用対効果も踏まえ、発行数の見直しも検討すべきと考える。</p> | P69, 70 | 措置完了 | <p>意見の趣旨を踏まえ、製作物の販売を促進するため、館内に製作物の見本等を配架するブックラックを令和5年2月に設置した。</p> <p>また、製作物については、各製作担当の学芸員が関係機関等へ配布するリストを作成しており、新しく制作した書籍等を配布する毎にリストの見直しを行っている。リストに追加された新規配布先については、関連する製作物を漏れなく配布していく。</p> <p>製作物の通信販売については、県が運営するホームページに、製作物の通信販売ページへリンクするバナーを掲載したほか、東京都内を会場とした県主催のイベント実施時に、参加者に対して製作物を紹介することで販路を拡大した。</p> <p>今後発行する製作物については、過去の製作物の在庫状況を見ながら適切な部数を発行していくこととする。</p> | 令和5年2月 | 富士山世界遺産課 |
|----|---|---------|------|--|--------|----------|

|                       |  |     |      |  |         |          |
|-----------------------|--|-----|------|--|---------|----------|
| 意見                    | <p>⑤収蔵品の登録について</p> <p>センターでは、世界文化遺産としての富士山の価値を伝え、富士山にまつわる作品を展示や公開することを目的として、資料を収集、収蔵している。</p> <p>現在までに入手した収蔵品は、コレクターからの寄贈品が多く、寄贈や購入を合わせて10,000点を超えるが、館蔵品原簿への既登録件数は未だ440件超程度である。</p> <p>収蔵品点数は年々増加していくことを踏まえると、センターは中長期的な計画を設定し、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、非常勤職員を雇う等して、登録を計画的に進めていくべきと考える。また、登録作業を行う際の手続きマニュアルを作成することで、どの職員が登録作業を行っても同一の内容となるように、入力作業を管理すべきと考える。</p> | P71 | 措置完了 | <p>効率的に収蔵品の登録を進めていくために、令和4年9月に収蔵品受入台帳システムの改修及び登録マニュアルの策定を行った。</p> <p>改修等実施後、センターサポートボランティアの業務として、収蔵品の整理担当を月5日程度配置するなど、計画的に収蔵品の登録作業を実施できる体制を構築した。</p> | 令和4年9月  | 富士山世界遺産課 |
| <b>B-05 文化振興推進事業費</b> |  |     |      |  |         |          |
| 意見                    | <p>②静岡県立美術館第三者評価委員会報告書（以下、報告書）の開示について</p> <p>静岡県立美術館では、第三者評価委員会（以下、委員会）を実施しており、その内容は県ホームページ（以下、HP）にアップされ、県民の誰もが閲覧できる状況になっている。</p> <p>ここで、現状、別々の開示場所で、委員会に関する情報開示をしているが、利用者目線では、県による開示場所の使い分けがわから</p>   | P76 | 措置完了 | <p>開示場所については、現在、県政情報のページに配付資料や議事録を、教育・文化のページに報告書をそれぞれ掲載している。これらのページに相互リンクを作成した。また、報告書の作成は委員会開催から3ヶ月以内、HPは委員会開催から4ヶ月以内と期限を定め、定期的に報告書をHPに開示できるような環</p> | 令和4年12月 | 文化政策課    |

|    |  |     |      |   |        |       |
|----|--|-----|------|---|--------|-------|
|    | <p>ず、利便性が悪いと考える。利用者が委員会に関する情報を漏れなく把握できるような工夫が必要ではないだろうか。</p> <p>また、令和3年10月14日時点においても、令和2年度の報告書がHPで開示されていなかった。担当課は、報告書の作成及びHP開示についての期限をルールで定め、定期的に報告書をHPに開示できるような環境を整備すべきと考える。</p>  |     |      | <p>境を整備した。</p> <p>なお、令和2年度報告書及び令和3年度報告書は令和4年3月に、令和4年度報告書は令和4年12月に県HPにて公開した。</p> |        |       |
| 意見 | <p>③芸術祭振興事業の区分管理について</p> <p>本事業の中には（ふじのくに）芸術祭振興事業があり、芸術祭関連イベントの企画や広報を実施している。一方、ふじのくに芸術祭等開催事業費（B-17）は別にあり、芸術祭の運営を実施している。</p> <p>すなわち、同じ芸術祭に要する経費につき、企画や広報は本事業、運営はふじのくに芸術祭等開催事業費（B-17）に分けて管理している。</p> <p>区分管理は、芸術祭の目標管理や予算管理をするうえで適切な設定とは言い難く、だいぶ時も経過したところから、ふじのくに芸術祭等開催事業費でまとめて管理することが望ましいと考える。</p> | P77 | 措置完了 | <p>令和5年度当初予算では、ふじのくに芸術祭に関する事業費は、ふじのくに文化芸術の祭典推進事業費のなかでまとめて計上した。</p>              | 令和5年3月 | 文化政策課 |

| B-08 子どもが文化と出会う機会創出事業費 |  |           |      |  |        |       |
|------------------------|--|-----------|------|--|--------|-------|
| 意見                     | <p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。また、活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>本事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「参加した子どもの数」、活動指標としては「演奏会や演劇の学校訪問・出張公演の回数」が適当と考える。</p> | P89, 90   | 措置完了 | <p>第5期静岡県文化振興基本計画において、「子ども向け文化教育事業参加者数」を評価指標として設定したことから、これを当事業の成果指標として新たに適用した。</p> <p>活動指標については、「演奏会や演劇の学校訪問・出張公演の回数」を新たに設定した。</p> | 令和5年2月 | 文化政策課 |
| B-17 ふじのくに芸術祭等開催事業費    |  |           |      |  |        |       |
| 意見                     | <p>①繰越金の取扱いについて</p> <p>伊豆文学賞は、県から伊豆文学フェスティバル実行委員会（以下、実行委員会）に予算額が支給され、実行委員会が事業を運営している。</p> <p>直近4年間では新型コロナウイルス感染症の影響などによって、各種イベントを中止せざるを得なかったため、実行委員会の繰越金が増加している。</p> <p>担当課は、令和4年3月6日に、各種イベントの開催を予定しているため、繰越金の増加は一時的なものと考えられる。しかし、仮に予定していた各種イベントが</p>  | P142, 143 | 措置完了 | <p>令和3年度については概ね予定していた事業を展開した。また、令和4年度も予定の事業を繰越金を取り崩して実施した結果、繰越金は大幅に減少した。</p>   | 令和5年3月 | 文化政策課 |

|                                 |  |           |      |        |      |
|---------------------------------|--|-----------|------|--------|------|
|                                 | 開催できず、さらに繰越金が膨らむようであれば、いったん、繰越金の取崩しを検討するのが望ましいと考える。  |           |      |        |      |
| <b>B-18 文化財保存活用費</b>            |  |           |      |        |      |
| 意見                              | <p>②支援員のステップアップ講座について</p> <p>県は災害時における文化財救済体制の一翼を担う支援員に対して、定期的に知識向上等を目的としたステップアップ講座を実施している。</p> <p>ステップアップ講座の受講者数は直近3ヶ年で20数名前後であり、5%程度の低い参加率となっている。</p> <p>県がステップアップ講座を実施することは、支援員の継続的な知識向上やモチベーション維持を図って、不測の災害に備えた活動を担保するうえで重要であると考え。そのため、担当課は、ステップアップ講座の参加率向上に向けた具体的な対策を検討すべきと考える。</p> | P147      | 措置完了 | 令和5年3月 | 文化財課 |
| <b>B-19 地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費</b> |  |           |      |        |      |
| 意見                              | <p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がなく活動指標が直接的でないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。</p>  | P150, 151 | 措置完了 | 令和5年3月 | 文化財課 |



|    |   |      |   |        |      |
|----|---|------|---|--------|------|
|    | <p>確実な保存については、事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「補修費の助成等により環境整備を支援した文化財数の全体に対する割合（環境整備支援割合）」、活動指標としては「補助金の予算額に対する決算額の割合（予算消化割合）」とすることが適当と考える。</p>  |      | <p>かる指標として、地域の文化財の未来へ確実につなげるための『「文化財保存活用地域計画」の国認定を受けた市町数』を新たに成果指標として設定した。</p> <p>なお、文化財の保存・活用のための活動指標としては、「前年度計画された補助事業が予定通りに着手されている割合」とする。</p> |        |      |
| 意見 | <p>②文化財における「指定理由」の把握について</p> <p>県は、県内に所在する国又は県指定文化財の保存活用に向けて、現状を把握するため、「しずおか文化財ナビ」を一般公開している。「しずおか文化財ナビ」には、文化財の名称や所在地の他、国又は県が文化財として指定した理由（以下、指定理由）を載せているが、「指定理由」が空欄の文化財が35件（国指定34件、県指定1件）識別された。</p> <p>指定文化財の保存活用には国費や県費が投入されていることから、「指定理由」を明確化することは重要と考える。</p> <p>そのため、担当課は、今後速やかに「指定理由」を把握し、適切に記録・保存すべきと考える。</p> | P151 | 措置完了  | 令和5年3月 | 文化財課 |

| B-24 美術館運営事業費                |   |           |      |   |                                       |
|------------------------------|---|-----------|------|---|---------------------------------------|
| 意見                           | <p>⑤備品の設置場所について</p> <p>今回、美術館の物品台帳一覧を確認したところ、設置場所が空欄となっている備品が大半であった。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、美術館は、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、備品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p> | P185, 186 | 措置完了 | <p>設置場所が空欄の備品については、登録を完了した。また、設置場所が動く備品については、所定の置き場所を登録した。</p>  | <p>令和5年1月</p> <p>県立美術館</p>            |
| B-28 ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費 |   |           |      |   |                                       |
| 意見                           | <p>①バスの運行委託について</p> <p>ふじのくに地球環境史ミュージアム（以下、ミュージアム）は車以外での交通手段が限られることから、しずてつジャストライン(株)と運行業務委託契約を締結し、静岡駅からミュージアムまで、直通バスを運行している。</p> <p>過去の直通バス運行実績をみると、バス1台当たりの乗客数は1～2人程度で推移しており、多くの利用者が利用しているとはいえ、現状の運行本数を続ける必要性は高いとはいえないと考える。</p> <p>ミュージアムは、現在、運行バス1本ごとの利用者数は委託業者</p>         | P201      | 措置完了 | <p>ミュージアムによる、曜日・時間帯別の乗降者数調査の結果、平日より土日の方が乗降数は多いものの、時間帯による大きな差異は見られなかったこと、交通弱者への配慮が不可欠であり、併せてミュージアムへの路線(延長)が地域に定着していることにも十分配慮する必要があることから、現在の運行が妥当と考えている。</p> <p>今後も委託業者と連携し、利用者の詳細な把握</p> | <p>ふじのくに地球環境史ミュージアム</p> <p>令和5年2月</p> |

|    |   |      |  |   |  |
|----|---|------|--|---|--|
|    | <p>から報告を受けておらず、曜日や時間帯ごとのバス利用者数は把握できる体制が整っていない。そのため、ミュージアムは、今後、委託業者との連携により、曜日や時間帯ごとのバス利用者等をできるだけ詳細に把握し、費用対効果の視点も含めて、定期的に運行本数のあり方を検討すべきと考える。</p>  |      | <p>とより効率的な運行について検討していくとともに、展示・イベント及び情報発信をさらに強化し、来館者数の増加と来館時の公共交通機関利用の周知に努めていく。</p> |   |  |
| 意見 | <p>②収蔵品データベースへの入力について</p> <p>ミュージアムは様々な収蔵品を保存管理しており、その手順としては、収蔵品を受入台帳に登録後、データベースに入力している。</p> <p>ここで、登録データベースへの入力件数（以下、データベース入力件数）は、年度によってバラつきが生じており、入力完了まで長い年月を要すると考えられる。例えば、収蔵点数の増加がないと仮定し、直近3ヶ年の平均入力数を基に計算しても、データベースへの入力は21年程度かかることになる。</p> <p>収蔵品点数は年々増加していく現状を踏まえると、ミュージアムは中長期的な登録データベースへの入力計画を定め、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、アルバイトを雇う等して、入力を計画的に進めていくべきと考える。</p> | P202 | 措置完了   | <p>頂いた意見を踏まえ、収蔵品データベースの入力・一部作業をサポートャボランティアが実施する際の作業手順の見直し及び収蔵品データベースへの入力計画の策定を完了した。今後は、策定した入力計画に基づいた計画的な入力作業を行っていく。</p> | <p>令和5年<br/>3月</p> <p>ふじのくに地球環境史ミュージアム</p> |

|    |   |              |      |   |            |                  |
|----|---|--------------|------|---|------------|------------------|
| 意見 | <p>④広報物、研究成果物の在庫について</p> <p>ミュージアムでは、定期的に、ニュースレターや年報、東海自然誌といった広報物を作成している。</p> <p>ここで、広報物のうち年報は、作成部数のうち3～5割が在庫部数として残っている。また、東海自然誌は、作成部数のうち4～5割が在庫部数として残っている。</p> <p>そのため、ミュージアムは、まず、広報物の配布方法を見直すことにより、在庫数の削減に努めていくことが必要である。次に、それでも在庫が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数の見直しも検討すべきと考える。</p>                        | P203<br>～205 | 措置完了 | <p>広報物については、用途、配布先の見直しを行った。</p> <p>ニュースレターは SNS や年報などの他媒体による代替が可能と判断し、令和4年11月発行の第23号をもって廃止した。</p> <p>年報は、配布先を見直し、従前の約500部を200部に削減した。</p> <p>東海自然誌は、印刷に代え、PDFデータ等をミュージアムHP上で公開することとした。</p> <p>今後、広報物の目的に応じた適切な公開(発信)と在庫管理に努めていく。</p> | 令和5年<br>2月 | ふじのくに地球環境史ミュージアム |
| 意見 | <p>⑤物品の設置場所について</p> <p>今回、ミュージアムの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている物品等628件のうち、設置場所が空欄の物品が526件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、物品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、ミュージアムは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p> | P205         | 措置完了 | <p>備品として管理する必要のない物品まで、物品台帳に多数登録されていたため、当該物品を台帳から削除した。</p> <p>設置場所が空欄の備品については、登録を完了した。また、設置場所が動く備品については、所定の置き場所を登録した。</p>  | 令和4年<br>9月 | ふじのくに地球環境史ミュージアム |